

ご意見を募集します。

「横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針」の一部を改正します。

募集期間 平成 31 年 2 月 1 日～平成 31 年 3 月 4 日

「横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針」は、横浜市内の有料老人ホームの設置運営に関する指導の基準となる事項を定めたものです。平成 30 年 4 月に「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」（厚生労働省作成）が改正されたことに伴い、改正します。

主な改正内容 （※詳細は別紙をご参照ください）

①厚生労働省の標準指導指針の改定の反映

- ・身体的拘束の適正化を図るための具体的な措置の追加
- ・平成 18 年 3 月 31 日以前に開設された有料老人ホームへの前払金の保全措置の努力規定の追加
- ・有料老人ホーム情報の市長への報告を義務付ける規定の追加

②指導実績等の反映

- ・職員研修記録の保存を義務付ける規定の追加

施行予定日

平成 31 年 4 月 1 日

ご意見の提出方法

ご住所、お名前を明記の上、次のいずれかの方法でお寄せください。（形式は自由です）

① 郵送

〒231-0017 横浜市中区港町 1 - 1

横浜市健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設課

② FAX 0 4 5 - 6 4 1 - 6 4 0 8

③ 電子メール kf-yuuryou@city.yokohama.jp

その他

①お電話での御意見の受付はできません。

②いただいた御意見は、個人情報を除き公表することがありますので、あらかじめ御了承願います。

③御意見に対して個別の回答は致しかねますので、御了承願います。

④ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX 番号等の個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適切に管理します。

【別添】横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針 改定内容

分類	項目名	改定内容	現行指導指針における該当箇所
	身体的拘束等の適正化の具体的措置	身体的拘束等の適正化を図るための具体的な措置として、 ・委員会を三月に一度開催し、職員に周知徹底を図ること ・適正化のための指針を整備すること ・適正化のための研修を定期的実施することを求めます。	指導指針10(14)
	前払金の保全措置	平成18年3月31日以前に開設された有料老人ホームについて、前払金の算定根拠を書面で明示し、適切な保全措置を講じるよう努めることを求めます。	指導指針12(2)
	有料老人ホーム情報の報告	老人福祉法第29条第9項の規定に基づき、有料老人ホーム情報を市長に対して報告するよう求めます。	指導指針14(3)
	職員研修の具体的内容	職員研修を実施した際には、その記録を保存するよう求めます。	指導指針8(2)

意見提出書

平成 年 月 日

健康福祉局高齢施設課 あて

郵便番号：〒 _____

(ふりがな)

住 所： _____

(ふりがな)

氏 名： _____

電話番号： _____

電子メールアドレス： _____

横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針（案）に関し、以下のとおり意見を提出します。

（別紙に記載する場合は「別紙に記載」と明記し、意見を記載した別紙を添付してください。）

意見の内容

注1：法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

注2：用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、別紙に記載する場合は、ページ番号を明記してください。

注3：ご提出いただいたご意見は、本市の考え方を整理したうえで、後日公表させていただく予定です。

注4：ご意見を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見はお受けいたしておりません。また、ご提出いただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。あらかじめご了承ください。

注5：ご提出いただいたご意見は、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。